

抜取ってお使いください



確定申告のお知らせ

令和6年分所得税の申告と納税の期限は、**令和7年3月17日(月)**です。

今年も所得税の確定申告と町県民税の申告時期が近づいてきました。

申告は、昨年1年間の所得について最終的な報告をすることによって、正しく課税し納税するための大切な手続きです。申告の必要がある人は、期限内に**忘れず**に申告してください。

町県民税(住民税)と所得税の申告相談・ 申告書作成会場を開設します

期間：2月17日(月)～3月17日(月)

時間 午前の部 午前9時から11時
午後の部 午後1時から3時

会場 役場 3階 会議室

対象者 令和7年1月1日現在、町内に住民登録がある人

対象地区 右の日程表をご確認ください。

会場の混雑緩和のため、地区ごとに相談日を指定しています。指定日の来場にご協力ください。

持参するもの [確定申告-2]に記載しているものなど申告に必要なもの

駐車場 役場庁舎駐車場は、利用台数が限られているため混雑が予想されます。紫波中央駅前駐車場(90分無料)などをご利用ください。

その他 ・会場内の待合スペースには限りがあるため、混雑時は入場制限を行う場合があります。

・申告の内容によっては順番が前後することがあります。

申告相談日程表(行政区別)

日程	受付時間				
	午前9時～11時		午後1時～3時		
2月17日	月	赤沢	1区～3区	赤沢	4区～6区
18日	火	赤沢	7区～8区	佐比内	1区～4区
19日	水	佐比内	5区～6区	佐比内	7区～9区
20日	木	彦部	1区～4区	彦部	5区～8区
21日	金	彦部	9区～10区	長岡	1区～4区
25日	火	長岡	5区～7区	長岡	8区～11区
26日	水	水分	1区～4区	水分	5区～8区
27日	木	水分	9区～13区	志和	2区～5区
28日	金	志和	6区～8区	志和	9区～15区
3月3日	月	志和	16区～21区	古館	1区～4区
4日	火	古館	5区～6区	古館	7区～9区
5日	水	古館	10区～11区	古館	12区～14区
6日	木	古館	15区～17区	古館18区～19区、 赤石1区～2区	
7日	金	赤石	3区～5区	赤石	6区～8区
10日	月	赤石	9区～11区	赤石	12区～15区
11日	火	赤石	16区～18区	赤石	19区～20区
12日	水	日詰	1区～3区	日詰	4区～9区
13日	木	日詰	10区～11区	日詰	12区～15区
14日	金	日詰	16区～17区	日詰	18区～21区
17日	月	再来場・住民税申告のみ			

※例年、初日からおおむね一週間は非常に混雑します。また、午前中も混雑する傾向があります。やむを得ず割り当て日に都合のつかない人は、なるべく同じ地区または近い日程でご来場するようご協力ください

以下に該当する場合は、 アイーナ会場で申告をお願いします

- 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を受ける場合で、初回の控除申告であるとき

※2年目以降の控除申告は町会場で受付可能です

- 譲渡所得がある場合

土地や家屋、株式、先物取引、山林などの譲渡があるとき

- 外国税額控除をうける場合

- 災害で資産に損害を受けた場合

災害によって住宅や家財などに損害を受けた人は、所得税法に定める雑損控除などが受けられる場合があります。あらかじめ盛岡税務署で相談の上、アイーナ会場で申告してください。

イー タックス

確定申告は e-Tax (電子申告) が便利です

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマホがあれば、ご自分の都合の良い時間に確定申告ができます。申告会場は例年大変混雑し、待ち時間が1時間を超える日もあります。年末調整をしていない給与収入がある、医療費控除だけ申告をしたい場合などは、e-Taxでの申告にご協力ください。

詳しくは盛岡税務署(☎ 622-6141)または
国税庁e-Taxホームページをご覧ください。



申告が必要な人

- ① 営業、農業、不動産(小作料、地代家賃)などの所得がある人
- ② 給与収入があり、次のいずれかの事項に該当する人
 - ・ 収入が2000万円を超えた人
 - ・ 年末調整していない給与がある人(2カ所以上の事業所から給与の支払いを受けている人、中途退職した人など)
- ③ 雑収入(個人年金や報酬など)、一時収入(満期返戻金など)、配当収入などがある人
- ④ 医療費控除、扶養控除など所得控除の追加や修正がある人。また、年末調整をしていない2年目以降の住宅ローン控除がある人
 - ※医療費控除は、所得控除の一つです。支払った医療費が戻ってくるものではありません

- ⑤ 町外に居住している人に扶養されている人
- ⑥ 遺族年金、障害年金など非課税収入だけの人
- ⑦ 収入がなかった人で、どなたの扶養にもなっていない人
- ⑧ 生活保護を受けている人

※⑤～⑧に該当する場合、このお知らせに付属している申告書で申告できます。3月17日(月)までに役場税務課に提出してください(郵送可)

申告しないと…

申告しない場合、次のような不利益があります。

- ・ 所得証明書が発行されない
- ・ 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の負担費用の計算(算定)や軽減の判定を受けられない
- ・ 福祉や保育などに関する適正なサービスが受けられない
- ・ 手当金や給付金の支給が受けられない

期限内に正しい申告をしましょう

申告相談に必要なもの

- ① 還付申告の場合、申告者名義の通帳など口座番号が分かるもの
- ② 税務署から送付された案内はがきなど(送付された人のみ)
- ③ 申告者のマイナンバーカード、またはマイナンバー通知カード ※家族分の申告をする場合は、家族分もお持ちください
- ④ 各種所得、控除に応じた下表の必要書類

	所得の種類	必要なもの
所得	給与所得・公的年金受給者	源泉徴収票または支払証明書などの原本(電子交付されている場合は、印刷の上持参してください)
	営業所得・不動産所得	収支内訳書または収入や経費の内容が分かる帳簿など
	農業所得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支内訳書または収入や経費の内容が分かる帳簿など ※出荷販売していない(家庭菜園などで自家消費のみ)場合、農業所得の申告対象になりません(経費も対象外) ・ 肉用牛の販売がある人は肉用牛販売証明書
	個人年金収入がある人	保険会社から送付される支払金額・必要経費・源泉徴収額が分かる確定申告用通知
	満期保険金を受け取った人	保険会社から送付される支払明細書や確定申告用通知
	その他の所得	令和6年中に得た収入および経費が分かる書類

	控除の種類	必要なもの
控除	医療費控除 医療費控除の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書などをまとめて計算をした医療費控除の明細書 ・ 医療費通知がある人は医療費通知 ・ おむつ代を医療費控除に含める場合 <p>※初年度は主治医が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は、町が発行する「主治医意見書内容確認書」の添付が必要です。確認書発行に関しては、長寿介護課介護保険係にお問い合わせください</p>
	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフメディケーション税制の適用を受けられる人 ・ セルフメディケーション税制の明細書 ・ 一定の取り組みを行ったことを証明する書類
	生命保険料控除 地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金・国民健康保険税・社会保険の任意継続などの領収書 ・ 小規模企業共済等掛金払込証明書(イデコなど)
	障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金・国民健康保険税・社会保険の任意継続などの領収書 ・ 小規模企業共済等掛金払込証明書(イデコなど)
	寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社などから送付される各種控除証明書 ※通帳・領収書・証書では受付できません
	住宅ローン控除 (住宅借入金等特別控除)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種障害者手帳、介護認定を受けている人は介護保険被保険者証
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税、国や地方公共団体や特定公益増進法人などへ寄付した際の領収書、証明書

盛岡税務署から確定申告書作成会場についてのお知らせ

来場を検討している人へ

開設場所 アイーナ 7階 盛岡市盛岡駅西通1-7-1
開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)
※土日祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開設します
開設時間 午前9時～午後4時

- 申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配布しますが、配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。なお、LINEを通じたオンラインの事前発行も可能です(事前発行可能期間が設けられています)。
- 申告書作成会場では、ご自身のスマホやタブレットを使用して申告書を作成します。マイナンバーカード(発行時に設定した暗証番号を含む)をお持ちの人は、ご持参ください。
- 申告書作成会場に無料駐車場はありません。
- 税務署内には申告書作成会場を設置していません。

「LINEを通じた事前発行」はこちら ▶



キリトリセン

令和7年度 町民税・県民税 (簡易) 申告書

(収入がなかった人、非課税収入のみだった人用)

令和7年 月 日提出

受付印 (あて先) 紫波町長	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	電話番号	
1月1日現在の住所	紫波町			
現住所				

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入などの状況について、下記の通り申告します。

(該当番号を○で囲んでください)

1 無収入であった	2 遺族年金を受給していた	3 障害年金を受給していた
4 雇用保険を受給していた	5 生活保護を受給していた	6 その他 ()
7 次の者に扶養されていた		
氏名 _____ 続柄 _____ 住所(別居の場合) _____		

(申告者自身が扶養している親族などがある場合は記入してください)

氏名	続柄	生年月日	障がいの有無	住所(別居の場合)
		大・昭・平・令 年 月 日	有・無	
		大・昭・平・令 年 月 日	有・無	
		大・昭・平・令 年 月 日	有・無	
		大・昭・平・令 年 月 日	有・無	

この申告書で申告できる人は、[確定申告-2]の「町県民税申告が必要な人」中⑤～⑧に当てはまる人のみです。

該当者はこの申告書に記入の上、役場税務課にご提出ください。

複数名分を申告する場合は、本書をコピーの上ご記入ください。

(郵送提出先)

〒028-3392
 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
 紫波町役場 税務課 行

キリトリセン